

令和 5 年

第 1 1 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 5 年 10 月 10 日

閉 会 令和 5 年 10 月 10 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 大津町議会議場執行部席の変更
- 専決事項の報告

令和5年第11回大津町議会臨時会会議録

令和5年第11回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和5年10月10日(火曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ 兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 総務部財政課長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也 教育長 吉良 智恵美 健康福祉部長 坂本 光成 教育部長 羽熊 幸治 産業振興部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 都市整備部長兼併任工業用水道課長 西岡 多津朗 農業委員会事務局長 梅田 博隆 総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長 村山 博徳 会計管理者兼会計課長 中井 雄一郎

会 議 に 付 し た 事 件

議案第69号	令和5年度大津町一般会計補正予算（第11号）について
--------	----------------------------

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 5 年 1 0 月 1 0 日 (火) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 6 9 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 2 0 分 開会
開議

- 議 長 (桐原則雄) 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和 5 年第 1 1 回大津町議会臨時会を開会します。
なお、総務部財政課大塚課長より欠席の届けがあつておりますので、御報告します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則
第 1 2 7 条の規定によって、7 番山部良二議員、8 番山本富二夫議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。
御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長 (桐原則雄) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 3 諸般の報告をします。
本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 4 議案第 6 9 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第4 議案第69号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

お諮りします。議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。今回の臨時会に提案しました案件の、提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第11号）について」は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ187億8千634万1千円とするものです。

歳出について、民生費33万8千円を増額し、予備費33万8千円を減額するものです。

以上、議案第69号については、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、所管部長から詳細説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。議案第69号の令和5年度大津町一般会計補正予算（第11号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、個人情報の存否応答拒否処分取消等の請求事件に係る代理人委託料に関するものになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ187億8千634万1千円とするものです。

第2条で、債務負担行為の追加を「第2表債務負担行為補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正ですけれども、今回の追加につきましては、代理人委託に要する費用に関するものでございまして、債務負担行為の期間を、「訴訟が完結するまでの間」とし、限度額を「個人情報の存否応答拒否処分取消等請求事件に係る代理人委託契約による額」としております。歳出について御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

款3、項2、目1児童福祉総務費、節12委託料は、個人情報存否応答拒否処分取消等請求事件に係る代理人の委託料になります。款13予備費で、所用の財源を調整いたしております。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

前段で全員協議会で詳しく説明を受けました。そこで質問もしましたけれども、問題はですね、これは訴えられたわけですから処理しなければならない。法治国家だから当たり前のことであります。しかし内容をずっと聞き及んでいったならば、こういった訴えられる前に訴訟の前に、そういったものを起こさせない、互いの行政の立場、子供さんなら子供さんを守る立場とその親御さんの立場ですかね、そういったものをうまい具合に互いが妥協するところは妥協して、そしていい方向に持っていくというような努力があったのかという質問を前段でしましたけれども、そういったものがどうも法律の専門家からは一応お聞きして対応をこうしたああしたという話があったと思います。やっぱりそこはですね、法律の専門家、第三者をたてるべきではないかなと思うんですよ。それをたててやらなければこの予算というものが第2、第3のこういった状況が生まれるんじゃないかなということが危惧します。そしてこの個人情報保護法というのは非常に慎重な対応が必要であるということであるならば、今後の今回訴訟費用として出ておりますが、予備費流用でありますけれども、やはり根本的な合理的な行政の対応というのが示さないと、この裁判費用がいくらありますよで終わってしまう。やはりこの経費として出したものが次に生かされるような議会での話し合いをやって合理的な行政となってほしいと思いますので、今後のこの33万8千円というものが、これは合理的な数字でやむを得ないで終わるのか、それとも今後のためにもこれはまず出して、そういった対応が今後構築されていきますよというものまでなっているのか。この数字というものの妥当性というものはそこではっきりするのではないかと思いますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

今回の案件ではございますけれども、今回、相手間の方とこの事案が起きた当初から町としましては、非常に丁寧に御説明しながら御理解を得ようということで努力をしてきたところでございます。またその過程におきましては、当然法律の専門家であります顧問弁護士さんの助言を受けながら対応を続けてまいりました。

ただ、結果的には今回相手方のほうが訴訟ということで、結果的にはそういうことで起こされたわけではございますけれども、御質問にありましたように裁判の費用を今回補正でお願いをしておりますけれども、公費をここで使うということにつきましては、今回の個人情報の開示請求の対応に

つきましてもですけれども、原告のほうから訴訟を提起されたということであれば町としては当然訴訟対応が必要ということで、何もしなければ原告の主張どおりの判決となりかねませんので、今後の対応にも大きな影響が出るかというところで今回顧問弁護士さんに委託ということで補正予算のほう計上させていただいたところでございます。

今御質疑ありましたように今回最終的には裁判所の判断を仰ぐということになるかと思えますけれども、やはり住民の皆様への行政によります説明責任にもつながるところでございますので、今回の事案を当然受け止めながら今後の調整に反映していきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

先ほどの全員協議会でいろいろと質問しましたがけれども、その中でちょっと気にかかったのが電話での対応ということだったんで、実際ですね、原告Aさんのところに職員なりなんなり例えば部長なり係の人なりが行って話をされたのか。それともお越し願って顔と顔をあわせて気持ちを通じ合いながらそういった話合いはなされたのか、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） ちょっと詳細なところまでは全員協議会のほうでもお話説明させていただきましたようにお答えすることができないんですけれども、対応としましては、その方の住所とかも当然申し上げることはできませんが、電話対応、あるいは当初の段階においては直接お話ししたという経緯もございます。電話だけではございません。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

答弁が今のは曖昧だったんで、当初会ったことがあるようなないような言い方ですけども、要は最終的に話が煮詰まっていく段階で、やはり訴訟とか起こされないうために足を使って原告Aさんのところに理解を求めるために、出向くことがまず必須じゃなかったかなと思うんですよ。それとも逆にお越し願う。これがないならば当初あったかもしれないとか、それで電話対応でやったということになってくると、ちょっと曖昧な対応でもう法律に照らし合わせて処分しますというような感じにしか受けないんですよ。丁寧な行政サービスとして出向いたり、お越し願うというのは、当たり前のことだと私考えますけれども、この点について訴えられるまでの経緯といたしましてはどなたが係がただ単にちょっと御家庭をのぞきにいったぐらいでそれで終わったんじゃないでしょうか。本当に原告さんのAさんの本当の思いというのはそこでくみ取ることができたのかなと思うんですよ。そしたら和解の道というのもあったんじゃないかな。良い道が示されるものがあつたんじゃないかなとも考えますので、こここのところの敬意をもう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 相手方の方とは先ほど申し上げましたように複数回お話の場はあっておりますが、そういった内容の経緯、詳細のところについては説明をその方のこちらのほうから出向くとか、あるいは向こうの方が来られるところでもありますけれども、出向くこととかそういったことにつきましても今回その方の御家庭の御事情なり個人情報の保護ということもありますので、すみませんけどこの場でお答えをすることができないんですけれども、そういうかたちで複数回町のほうと真摯に相手の方の御意見なり主張なりを聞きながら対応させていったところでございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 質疑をいたします。

開示請求者の生活を害する恐れがある情報、これが不開示に相当すると。そしてその情報自体があること自体が明らかにすることがまずいことになる。存否応答拒否というのを法で適応しているわけですが、ここは提案された町長にお伺いしたいんですね。何をお伺いしたかというのと、このようなことが事後続けば、裁判がまた第2、第3のこういったことが起きるとするのは想定の中では考えられる。しかし、行政というのは前例主義ですから、一旦決めたことに対する答えはわかっているときは、相手方も出てこないんですね。これは子供を真ん中に据えてこういった情報を親に対して開示をすることはできないんだというような明確な指針があれがいいのかなと思います。また、ここにおります議員は限られた情報の中で個人情報保護法ですから、限られた情報の中でこの提案理由を審査するわけですが、やはりそこにはなかなか明かせない情報があったとしても、町長が毅然とした態度でこれは子供を守るために絶対に必要なことであるという決意を述べていただきたいなと思いますので、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質疑にお答えいたします。

議員御指摘のとおりしっかりと子供たちを真ん中におきつつ、またもちろん個人情報等にも配慮しながら町としてしっかり整理をして出した答えでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第69号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第11号）について）を採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第69号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和5年第11回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年10月10日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 山 部 良 二

大津町議会議員 山 本 富二夫